

本算定の概要について

確定係数に基づき、平成 31 年度の国保事業費納付金及び標準保険税率を算定した。

1 追加公費 1,700 億円について

約 1,670 億円を反映

〈内訳〉

- (1) 普通調整交付金 約 350 億円
県に交付され、県全体の納付金総額の算出時に減額。
- (2) 暫定措置 激変緩和対応額 約 250 億円
県に交付され、激変緩和の為に一部市町村の納付金を減額。
- (3) 特別調整交付金（都道府県分）約 100 億円
20 歳未満の被保険者数に応じて交付される。
国から示された市町村ごとの交付予定額に基づき配分。
各市町村の納付金額算定時に減額。
- (4) 保険者努力支援制度（都道府県分） 約 500 億円
県の評価指標により市町村へ重点配分。
各市町村の納付金額算定時に減額。
- (5) 保険者努力支援制度（市町村分）約 412 億円【別途特調から 88 億円】
国の評価指標に基づき配分。
各市町村の保険税必要額算定時に減額。
- (6) 特別高額医療費共同事業 約 60 億円
県に交付され、県全体の納付金総額の算出時に減額。

〈その他〉

特別調整交付金による追加激変緩和措置 100 億円

国特別調整交付金（既存分）を活用し、追加激変緩和措置として、各都道府県の被保険者数（平成 30 年 6 月 1 日現在）に基づき配分される。

県に交付され、激変緩和のために一部市町村の納付金を減額。

〈今回の試算に反映していない項目〉

特別調整交付金（市町村分） 約 100 億円

結核・精神及び非自発的失業に係る財政支援分。

2 算定について

(1) 被保険者一人当たりの診療費の推計

厚労省が示した推計方法である平成 30 年度の実績を踏まえ、28 年度から 30 年度の伸び率を使用して算定した。

また、団塊の世代（1947～49 年生まれ）が、平成 29 年度から 70 歳に移行していることを考慮して、70 歳以上の被保険者数・就学～70 歳未満被保険者数を補正することにより診療費総額を修正して算定した。

- (2) 診療報酬改定率を一人当たりの診療費の推計に反映
平成30年度：0.999708 (1-0.0007×5/12)
- (3) 所得総額の推計
過去3年間(28～30年度)の平均所得を活用して被保険者数の推移を踏まえた、平成31年度における市町村ごとの所得総額を推計する。
- (4) 被保険者の推計
被保険者数の減少率が年々大きくなっているため、伸び率を過小評価することのないよう、前年度(30年度)からの単年度伸び率を使用することが基本としている。
より正確に推計するために、団塊の世代(1947～49年生まれ)が、平成29年度から70歳に移行していることを考慮し、70歳以上の被保険者数・就学～70歳未満被保険者数を補正している。
- (5) 特例基金の活用
特例基金県配分額約18億円の6分の1である3億円を活用した。
県に交付され、県全体の納付金総額の算出時に減額。
- (6) 県繰入金の割合
県繰入金 9%のうち、1号繰入金 8%、2号繰入金 1%。
- (7) 激変緩和の実施
ア 1人当たり納付金額(県1号繰入金7%を投入した1人当たり納付金額)を比較。
③0→③1の伸び率を比較し、県平均伸び率105.52%に1%を加算した106.52%を超える32市町村に激変緩和措置。
激変緩和措置額19億5,388万641円
イ 30年度納付金額(激変緩和措置前)と31年度納付金額(アを措置後)を比較。
31年度納付金額が上回った6市町村に県の措置による激変緩和を実施。
激変緩和措置額 1億646万4,476円
- (8) 後期高齢者支援金分、介護納付金分の過年度の保険税収納見込額を計上
後期と介護の過年度の保険税収納見込額を計上した。
各市町村の保険税必要額算定時に減額。
- (9) 前期高齢者交付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等及び介護納付金について
経過措置が設けられており、市町村ごとの29年度の概算額と確定額を県単位で合算して精算額を計算し、31年度の概算額から控除する。
- (10) 算定可能な県2号繰入金を反映
交付見込となる市町村の保険税必要額算定時に減額。